

関係法令集

経済産業省 特殊関税等調査室

2023年4月

- 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定 (AD 協定)
- 関税定率法(第八条)
- 不当廉売関税に関する政令
- 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン(本文のみ)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定

(アンチダンピング協定、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)附属書1A)

1994年4月15日署名

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一部

第一条 原則

ダンピング防止措置は、千九百九十四年のガット第六条に定める条件の下において、かつ、この協定に従って開始し(注)、実施する調査に基づいてのみとることができる。次の諸規定は、ダンピング防止に関する法令に基づいて措置がとられる場合に限り、同条の規定の適用を規律する。

注：以下「開始する」又は「開始」とは、加盟国が第五条の規定に従って正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう。

第二条 ダンピングの決定

2.1 この協定の適用上、ある国から他の国へ輸出される製品の輸出価格が輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される製品は、ダンピングされるもの、すなわち、正常の価額よりも低い価額で他の国に導入されるものとみなす。

2.2 輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の製品の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないために(注)そのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合には、ダンピングの価格差については、適当な第三国に輸出される同種の製品の比較可能な価格(代表的な価格である場合に限る。)との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたものとの比較により決定する。

注：輸出国の国内市場において消費に向けられる同種の製品の販売が対象となる製品の輸入加盟国への販売の五パーセント以上である場合には、そのような販売は、通常、正常の価額の決定に十分な量であるとみなす。もっとも、輸出国の国内市場における当該販売の割合が五パーセント未満であっても、その国内販売が適当な比較を行うために十分な量であることが証拠によって明らかにされる場合には、そのような低い割合を受け入れるべきである。

2.2.1 単位当たりの生産費(固定費及び変動費)に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の製品の輸出国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間(注1)にわたり相当な量(注2)で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われていると当局(注3)が決定する場合にのみ、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常の価額の決定において無視することができる。販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査の対象となった期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす。

注1：長い期間は、通常一年とすべきである。ただし、いかなる場合にも、六箇月未満であってはならない。

注2：正常の価額を決定するために検討の対象となる取引における販売価格の加重平均が単位当たりの費用の加重平均を下回ることは又は単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常の価額を決定するために検討の対象となる取引の二十パーセント以上であることを当局が認める場合には、単位当たりの費用を下回る価格による販売は、相当な量で行われたものとする。

注3：この協定において「当局」とは、適当な上級の当局をいうものと解する。

2.2.1.1 2.2の規定の適用上、費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。当局は、費用の適正な配分に関して入手することができるすべての証拠を考慮する。この証拠には、調査の過程において輸出者又は生産者によって提出されたものを含む。ただし、費用の配分が、特に、無形固定資産及び有形固定資産についての適当な減価償却期間の設定並びに資本的支出その他開発費についての引当金の積立てに関し、輸出者又は生産者によって伝統的に行われてきたものであることを条件とする。立ち上がり段階の操業(注)が調査の対象となった期間中の費用に与える影響又は将来若しくは現在の生産に資する経常外費用が、この2.2.1.1に規定する費用の配分において反映されていない場合には、費用は、それらに応じて適切に調整される。

注：立ち上がり段階の操業のために行われる調整については、立ち上がり期間の終了時における費用又は、その期間が調査の対象となった期間を超える場合には、調査期間中に当局が合理的に考慮することができる最新の費用を反映させる。

2.2.2 2.2の規定の適用上、管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤の額については、調査の対象となる輸出者又は生産者による同種の製品の通常の商取引における生産及び販売に関する実際の情報を基礎とする。その情報を基礎としてこれらの額を決定することができない場合には、当該額については、次のものを基礎として決定することができる。

- (i) 当該輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する製品の生産及び販売に関して負担し及び得た実際の額
- (ii) 調査の対象となる他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同種の製品の生産及び販売に

関して負担し及び得た実際の額の加重平均

- (iii) その他合理的な方法。ただし、これにより設定される利潤の額が、他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する製品の販売に関して通常得る利潤の額を超えないことを条件とする。

2.3 輸出価格がない場合又は関係当局が輸出者と輸入者若しくは第三者との間の連合若しくは補償取決めのために輸出価格を基準とすることができないと認める場合において、輸出価格については、輸入された製品が独立した買手に販売される場合は独立した買手に最初に販売される価格に基づいて又は、当該製品が独立した買手に販売されないとき若しくは輸入された時の状態で販売されないときは当局が決定する合理的な基礎に基づいて、決定することができる。

2.4 輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものとする。この比較は、商取引の同一の段階(通常の場合には、工場渡しの段階)において、かつ、できる限り同一の時点で行われた販売について行われる。価格の比較に影響を及ぼす差異(販売条件、課税、商取引の段階、量、物理的な特性における差異その他価格の比較に影響を及ぼしている)と立証されたあらゆる差異を含む(注。))に対しては、それぞれの場合に応じて妥当な考慮を払う。2.3に規定する場合には、輸入から販売までの間に生じた費用(関税及び内国税を含む。)及び利潤に対しても考慮を払うべきである。この場合において、価格の比較に影響が及ぼされるときは、当局は、構成された輸出価格の商取引の段階に相当する商取引の段階で正常の価額を定め、又はこの2.4の規定によって正当とされる妥当な考慮を払う。当局は、関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示すものとし、また、不合理な立証責任を課してはならない。

注：これらの要因は、一部重複することがあることを了解する。当局は、この2.4の規定に基づいて既に行った調整を重複して行わないことを確保する。

2.4.1 2.4の規定に基づく比較が通貨の換算を必要とする場合には、その換算は、販売の日(注)における為替相場を用いて行われるべきである。ただし、先物市場における外国通貨の取引が輸出のための販売と直接に結び付いている場合には、先物取引における為替相場を用いることを条件とする。為替相場の変動は、無視されるものとし、また、当局は、調査に当たって、調査の対象となった期間中の為替相場の持続的な動向を反映させるよう輸出価格を調整するため、輸出者に対し少なくとも六十日の期間を認める。

注：販売の日は、通常、契約、注文、注文の確認又は送り状の日付のうち、実質的な販売条件が定められる日をいう。

2.4.2 公正な比較について規律する2.4の規定に従うことを条件として、調査の段階において、ダンピングの価格差の存在については、通常、加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として、又は個々の取引における正常の価額と輸出価格との比較によって認定する。輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合には、加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる。

2.5 産品が原産国から直接に輸入されず、中間国から加盟国に輸入される場合には、当該産品が輸出国から輸入加盟国へ販売される価格については、通常、輸出国における比較可能な価格と比較する。もっとも、例えば、当該産品が輸出国において単に積み替えられる場合、当該産品が輸出国において生産されていない場合又は輸出国に当該産品についての比較可能な価格がない場合には、原産国における価格と比較することができる。

2.6 この協定において「同種の産品」とは、同一の産品、すなわち、検討の対象となる産品とすべての点で同じである産品又は、そのような産品がない場合には、すべての点で同じではないが当該産品と極めて類似した性質を有する他の産品をいうものと解する。

2.7 この条の規定は、千九百九十四年のガット附属書1(注釈及び補足規定)の「第六条について」の「1について」の2の規定の適用を妨げるものではない。

第三条 損害(注)の決定

注：この協定において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいい、この条の規定により解釈する。

3.1 千九百九十四年のガット第六条の規定の適用上、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、(a)ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響並びに(b)ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う。

3.2 調査当局は、ダンピング輸入の量については、ダンピング輸入が絶対量において又は輸入加盟国における生産若しくは消費と比較して相対的に著しく増加したか否かを考慮する。調査当局は、ダンピング輸入が価格に及ぼす影響については、ダンピング輸入の価格が輸入加盟国の同種の産品の価格を著しく下回るものであるかないか又は、ダンピング輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかないか若しくはダンピング輸入がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているかないかを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

- 3.3 二以上の国からのある製品の輸入が同時にダンピング防止のための調査の対象である場合において、調査当局は、(a)各国からの輸入について定められるダンピングの価格差が 5.8 に規定する僅少であるものよりも大きく、かつ、各国からの輸入の量が無視することができるものではなく、また、(b)輸入製品の間の競争の状態及び輸入製品と国内の同種の製品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定したときのみ、このような輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。
- 3.4 ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又はダンピングの価格差の大きさを含む。)についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。
- 3.5 ダンピング輸入が 3.2 及び 3.4 に規定するダンピングの及ぼす影響によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。ダンピング輸入と国内産業に対する損害との因果關係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、ダンピング輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めをダンピング輸入に帰してはならない。この点について關係を有することがある要因には、特に、ダンピング価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。
- 3.6 ダンピング輸入の及ぼす影響については、入手することができる資料により、生産工程、生産者の販売、利潤等に基づいて同種の製品の国内生産を他の製品の国内生産と區別することができる場合には、当該同種の製品の国内生産との關係において評価する。そのような區別を行うことができない場合には、ダンピング輸入の及ぼす影響については、必要な情報を入手することができる最小範囲の製品(同種の製品を含む。)の生産について検討することによって評価する。
- 3.7 実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。ダンピングが損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならない(注)。当局は、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たっては、特に、次の要因を考慮すべきである。
- 注：近い将来においてダンピング価格による製品の輸入が相当に増加すると信ずるに足りる確かな理由のあることが一例であるが、これに限らない。
- (i) 国内市場へのダンピング輸入の著しい率による増加であって、輸入が相当に増加する可能性を示すもの
- (ii) 輸出者の能力の十分な余力又は輸出者の能力の差し迫ったかつ相当な増加であって、輸入加盟国の市場へのダンピング輸出が相当に増加する可能性を示すもの。この点について、追加的な輸出を吸収することができる他の輸出市場の存在に考慮を払う。
- (iii) 国内価格を著しく押し下げ又は国内価格の上昇を著しく妨げる影響を有する価格であって、追加的な輸入に対する需要を増加させる可能性がある価格で輸入が行われているかいないか。
- (iv) 調査の対象となる製品の在庫
- これらの要因のうち一の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならず、考慮された要因が、全体として、追加的なダンピング輸出が差し迫っており、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるという結論を導くものでなければならない。
- 3.8 ダンピング輸入が損害を与えるおそれがある事案に関しては、ダンピング防止措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する。

第四条 国内産業の定義

- 4.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、同種の製品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、
- (i) 生産者がダンピングされていると申し立てられた製品の輸出者若しくは輸入者と關係を有する(注)場合又は生産者自身がダンピングされていると申し立てられた製品の輸入者である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。
- 注：この 4.1 の規定の適用上、生産者は、輸出者又は輸入者との間において、(a)両者のいずれか一方の者が他方の者を直接若しくは間接に支配している場合、(b)両者が同一の第三者によって直接若しくは間接に支配されている場合又は(c)両者が共同して同一の第三者を直接若しくは間接に支配している場合のみ、關係を有するものとみなす。この場合において、生産者が輸出者又は輸入者と關係を有するものであるとみなすためには、その關係による影響が、当該生産者に対して、關係を有しない生産者の行動とは異なる行動をとらせるようなものであることを信じ又は疑うに足りる理由があることを条件とする。この 4.1 の規定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

(ii) 例外的な状況においては、一の加盟国の領域を関係製品の生産について二以上の競争的市場に分割し、各市場内の生産者を別個の国内産業とみなすことができる。もっとも、(a)各市場内の生産者が生産した当該製品の全部又はほぼ全部をそれぞれの市場で販売しており、かつ、(b)その領域の当該市場以外の場所にある生産者が当該市場に当該製品を実質的に供給していないことを条件とする。このような例外的な状況においては、国内産業全体の相当な部分に損害が生じていないときでも、このような分割された市場にダンピング輸入が集中しており、かつ、当該ダンピング輸入がその市場内の当該生産の全部又はほぼ全部を生産する生産者に損害を与えていることを条件として損害の存在を認定することができる。

4.2 国内産業が特定の地域、すなわち、4.1(ii)に規定する市場における生産者をいうものと解される場合には、ダンピング防止税は、最終的な消費のためにその地域に仕向けられる製品についてのみ課する(注)。輸入加盟国の憲法がこのような方法によってダンピング防止税を課することを認めていない場合には、輸入加盟国は、地域についての限定を付することなくダンピング防止税を課することができる。ただし、(a)第八条の規定により、ダンピング価格による当該地域に対する輸出を停止する機会及びその他の保証を与える機会を輸出者に提供したにもかかわらず、この点に関し適当な保証が速やかに得られず、かつ、(b)ダンピング防止税を当該地域に供給を行う特定の生産者の製品に対してのみ課することができない場合に限る。

注：この協定において「課する」とは、関税又は国内税の確定的又は最終的な賦課又は徴収を法令により行うことをいう。

4.3 二以上の国が千九百九十四年のガット第二十四条 8(a)に規定する単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された地域全体における産業は、4.1に規定する国内産業とみなされる。

4.4 3.6の規定は、この条について準用する。

第五条 調査の開始及び実施

5.1 5.6に規定する場合を除くほか、申し立てられたダンピングの存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

5.2 5.1の申請には、(a)ダンピング、(b)この協定により解釈される千九百九十四年のガット第六条に規定する損害及び(c)ダンピング輸入と申し立てられた損害との間の因果関係についての証拠を含める。関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この5.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができる次の事項に関する情報を含むものとする。

(i) 申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の製品の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の製品の知られているすべての国内生産者(又は同種の製品の国内生産者の団体)の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の製品の国内生産の量及び価額を記述することによって、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。

(ii) ダンピングされていると申し立てられた製品に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元関係事項及び当該製品を輸入していることが知られている者の名簿

(iii) 製品が原産国若しくは輸出国の国内市場において消費に向けて販売される価格に関する情報(又は、適当な場合には、製品が原産国若しくは輸出国から第三国に販売される価格若しくは製品の構成価額に関する情報)及び輸出価格又は、適当な場合には、製品が輸入加盟国の領域内の独立した買手に最初に販売される価格に関する情報

(iv) ダンピングされていると申し立てられた輸入の量の推移、これらの輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響及びこれらの輸入が国内産業に結果として及ぼす影響(国内産業の状態に關係を有する要因及び指標、例えば、3.2及び3.4に規定するものによって示されるもの)に関する情報

5.3 当局は、調査の開始を正当とするための十分な証拠があるかないかを決定するため、申請の際に提供された証拠の正確さ及び妥当性について検討する。

5.4 5.1の調査については、同種の製品の国内生産者が申請について表明した(注1)支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によって又は国内産業のために行われている(注2)と決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産高の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の製品の総生産の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によって又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の製品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

注1：非常に多数の生産者から成る産業であって、その生産者が加盟国の領域内に広く分布するものについては、当局は、統計上有効な標本抽出の方法を用いて支持及び反対を決定することができる。

注2：加盟国は、特定の加盟国の領域内においては、同種の製品の国内生産者の被用者又はこれらの代表が5.1の調査のための申請を行い又は支持することができることを認識する。

5.5 当局は、調査を開始する旨の決定が行われないう限り、調査の開始を求める申請書を公表しないようにする。もっとも、当局は、適切に作成された申請書を受領した後、調査を開始する前に、関係輸出加盟国の政

府に通知する。

- 5.6 関係当局は、特別な状況において国内産業によって又は国内産業のために行われる調査の開始を求める書面による申請を受領しないで調査を開始することを決定する場合には、調査の開始を正当とする十分な証拠(5.2に規定するダンピング、損害及び因果関係についてのもの)があるときにのみ手続を進める。
- 5.7 ダンピング及び損害の双方についての証拠は、(a)調査を開始するかしないかを決定するに当たり同時に考慮するものとし、(b)その後の調査の過程においても、遅くともこの協定に従って暫定措置がとられる日から、同時に考慮する。
- 5.8 関係当局は、ダンピング又は損害のいずれか一方についての証拠が事案に関する手続の進行を正当とするために十分でないとする場合には、速やかに5.1の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、ダンピングの価格差が僅少であるものと決定し、又は現実の若しくは潜在的なダンピング輸入の量若しくは損害が無視することのできるものであると決定する場合には、直ちに手続を取りやめる。ダンピングの価格差は、輸出価格に対する百分率によって表示した場合において、二パーセント未満であるときは、僅少であるものとみなす。特定の国からのダンピング輸入の量が輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の三パーセント未満であると認められる場合には、当該ダンピング輸入の量は、通常、無視することのできるものとみなす。ただし、ダンピング輸入の量が単独では輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の三パーセント未満である国からの輸入の量を合計した場合において、当該輸入の量の合計が輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の七パーセントを超えるときは、この限りでない。
- 5.9 ダンピング防止のための手続は、通関手続を妨げるものであってはならない。
- 5.10 調査については、特別の場合を除くほか、その開始の後一年以内に完結させなければならない。かつ、いかなる場合においても、その開始の後十八箇月を超えてはならない。

第六条 証拠

- 6.1 ダンピング防止のための調査に利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠を書面により提出する機会を十分に与えられる。
- 6.1.1 ダンピング防止のための調査に使用される質問書を受領する輸出者又は外国の生産者は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる(注)。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われるべきであり、理由が示される場合には、そのような延長は、実行可能なきときはいつでも認められるべきである。
- 注：輸出者に与えられる期間は、原則として、質問書を受領の日から起算するものとし、このため、質問書は、回答者又は輸出加盟国の適当な外交上の代表者若しくは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、輸出を行う当該関税地域の公式の代表者に送付された日から一週間で受領されたものとみなす。
- 6.1.2 秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、利害関係を有する一の者が書面によって提出した証拠については、調査に参加している利害関係を有する他の者が速やかに入手することができるようにする。
- 6.1.3 当局は、調査が開始された場合には、5.1に規定する申請書の全文を知られている輸出者(注)及び輸出加盟国の当局に速やかに提供するものとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする。6.5に規定する秘密の情報の保護に関する要件に対して、妥当な考慮を払う。
- 注：関係する輸出者の数が特に多い場合には、申請書の全文は、輸出者に代えて輸出加盟国の当局又は関係する貿易業者の団体のみ提供されるべきであると了解する。
- 6.2 ダンピング防止のための調査において、利害関係を有するすべての者は、自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられる。このため、当局は、要請があったときは、利害関係を有するすべての者に対し相反する利害を有する者と会合する機会を与えることにより、対立する見解の表明及び反論の提示が行われ得るようにする。その機会を与えるに際しては、秘密保持の必要性及び利害関係を有する者の便宜を考慮しなければならない。利害関係を有するいずれの者も、会合に出席する義務を負わないものとし、また、会合に出席しないことは、その者の立場を害するものではない。利害関係を有する者は、また、正当な理由がある場合には、書面によって提供した情報以外の情報を口頭で提供する権利を有する。
- 6.3 6.2の規定に基づき口頭で提供された情報は、その後、書面に作成され、6.1.2に規定するところにより利害関係を有する他の者が入手することができるようにされた場合においてのみ、当局によって考慮される。
- 6.4 当局は、実行可能なきときはいつでも、利害関係を有するすべての者に対し、それぞれの立場の主張に関係があるすべての情報であって、6.5に規定する秘密のものではなく、かつ、ダンピング防止のための調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。
- 6.5 いかなる情報も、その性質上(例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又

はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として)秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない(注)。

注：加盟国は、特定の加盟国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることのあることを認める。

6.5.1 当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものとする。例外的な場合には、当該利害関係を有する者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない。

6.5.2 当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、情報の提供者が当該情報の公表を望まず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、その情報の正確であることが適当な者から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができる。(注)

注：加盟国は、秘密扱いの要請を恣意的に拒否すべきでないことを合意する。

6.6 当局は、6.8に規定する場合を除くほか、利害関係を有する者が提供した情報であって、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

6.7 当局は、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため、必要に応じ、他の加盟国の領域において調査を行うことができる。ただし、当局が関係企業の同意を得ること及び当該他の加盟国の政府の代表者に当局がその旨を通知し、かつ、当該他の加盟国が調査に反対しないことを条件とする。他の加盟国の領域において行う調査については、附属書1に定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に関係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は6.9の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

6.8 利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)を行うことができる。この6.8の規定の適用に当たっては、附属書2の規定を遵守する。

6.9 当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

6.10 当局は、原則として、個々の知られている輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる製品のダンピングの価格差を個別に決定する。関係する輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類がその決定を行うことが実行可能でないほど多い場合には、当局は、その検討の対象を合理的な数の利害関係を有する者若しくは製品に制限し(その制限を行うに当たっては、標本抽出の際に当局が利用することができる情報に基づいて統計上有効な標本を使用する。)、又は関係国からの輸出の量のうち合理的に調査することができる範囲で最大の量に制限することができる。

6.10.1 この6.10の規定に基づいて輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類の標本抽出を行う場合には、関係する輸出者、生産者又は輸入者と協議し、かつ、これらの者の同意を得て行うことが望ましい。

6.10.2 当局は、この6.10の規定に基づいて検討の対象を制限する場合においても、標本として当初抽出されなかった輸出者又は生産者であって、必要な情報を調査の過程において検討のための期限内に提供するものについては、ダンピングの価格差を個別に決定する。ただし、ダンピングの価格差を個別に検討することが、当該当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど輸出者又は生産者の数が多い場合は、この限りでない。自発的な対応は、妨げられてはならない。

6.11 この協定の適用上、「利害関係を有する者」には、次のものを含む。

(i) 調査の対象となる製品の輸出者、外国の生産者、輸入者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が当該製品の生産者、輸出者若しくは輸入者であるもの

(ii) 輸出加盟国の政府

(iii) 輸入加盟国における同種の製品の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が輸入加盟国の領域において同種の製品を生産しているもの

(i)から(iii)までの規定は、加盟国がこれらの規定に規定する国内又は外国の関係者以外のものを利害関係を有する者に含めることを妨げるものではない。

6.12 当局は、調査の対象となる製品の産業上の使用者及び、調査の対象となる製品が一般に小売段階で販売されている場合には、代表的な消費者団体に対し、ダンピング、損害及び因果関係に係る調査に関連する情報を提供する機会を与える。

6.13 当局は、利害関係を有する者(特に小規模な会社)が要請された情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、また、実行可能な援助を行う。

6.14 6.1から6.13までに定める手続は、加盟国の当局が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び仮

の若しくは最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)についての手続の迅速な進行又は暫定措置若しくは最終的な措置の適用を妨げることを目的とするものではない。

第七条 暫定措置

- 7.1 暫定措置は、次の(i)から(iii)までに定める条件が満たされた場合においてのみ、とることができる。
- (i) 第五条の規定に従って調査が開始され、その旨について公告され、並びに利害関係を有する者が情報を提供し及び意見を表明するための十分な機会が与えられること。
 - (ii) ダumping及びその結果生ずる国内産業に対する損害について肯定的な仮の決定が行われること。
 - (iii) 損害が調査中に生ずることを防止するために暫定措置が必要であると関係当局が認めること。
- 7.2 暫定措置は、暫定的な税又は、一層望ましいものとしては、現金の供託による若しくは債券等による保証の形式をとることができるものとし、税又は保証の額は、暫定的に算定されたdumpingの価格差を超えない範囲で暫定的に算定されたdumping防止税の額に等しいものとする。評価差止めは、通常の関税及び算定されたdumping防止税の額が示され、かつ、他の暫定措置と同一の条件に従う限り、妥当な暫定措置である。
- 7.3 暫定措置は、調査の開始の日から六十日が経過するまでは、とってはならない。
- 7.4 暫定措置の適用は、できる限り短い期間に限るものとし、その期間は、四箇月又は、関係する貿易の著しい割合を占める輸出者からの要請により関係当局が決定する場合であっても、六箇月を超えるものであってはならない。当局が、調査の過程において、dumpingの価格差に相当する額よりも少ない額のdumping防止税が損害を除去するために十分であるかないかを検討する場合には、これらの期間については、それぞれ六箇月及び九箇月とすることができる。
- 7.5 暫定措置の適用に当たっては、第九条の関連規定を準用する。

第八条 価格に関する約束

- 8.1 当局は、dumpingの与える損害が除去されると認める価格の修正又は関係地域に対するdumping価格による輸出の停止についての満足すべき自発的な約束を輸出者がした場合には、暫定措置をとらず又はdumping防止税を課することなく、手続を停止し又は取りやめることができる(注)。約束に基づく価格の引上げは、dumpingの価格差を無くするために必要な範囲を超えるものであってはならない。dumpingの価格差に相当する額よりも少ない額の価格の引上げが国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、当該価格の引上げの額は、その少ない額であることが望ましい。
- 注：「手続を停止し又は取りやめることができる」とは、8.4に規定する場合を除くほか、価格に関する約束の実施と併せて手続を継続することを許すものと解してはならない。
- 8.2 輸入加盟国の当局は、dumping及びdumpingによって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行わない限り、輸出者に対し価格に関する約束を求め又は認めてはならない。
- 8.3 当局が、現実の又は潜在的な輸出者が極めて多数であることその他の理由(一般的な政策上の理由を含む。)により、約束を認めることが実際的でないとする場合には、申出のあった約束を認める必要はない。この場合において、当局は、実行可能なときは、約束を認めることが適当でないとするに至った理由を輸出者に提示するものとし、また、可能な限り、輸出者に対しその点について意見を表明する機会を与える。
- 8.4 約束を認めた場合であっても、輸出者が希望し又は当局が決定するときは、dumping及び損害の調査は、完結させる。この場合において、dumping又は損害について否定的な決定が行われたときは、約束は、自動的に消滅する。ただし、その決定が主として価格に関する約束の存在によるものである場合は、この限りでなく、その場合には、当局は、この協定に合致する妥当な期間その約束を維持することを要求することができる。dumping及び損害について肯定的な決定が行われた場合には、約束は、その条件及びこの協定に従って存続する。
- 8.5 輸入加盟国の当局は、価格に関する約束を勧奨することができる。もっとも、いかなる輸出者も約束をすることを強制されない。輸出者が約束を申し出ず又は約束を申し出るようにとの勧奨を受け入れないことは、事案を検討する上でいかなる影響も及ぼすものではない。もっとも、当局は、dumping輸入が引き続き行われる場合に損害のおそれが現実のものとなる可能性が大きくなると判断することができる。
- 8.6 輸入加盟国の当局は、約束が認められた輸出者に対し、約束の履行に関連する情報を定期的に提供すること及び当局が関連資料の確認を行うことを認めることを要求することができる。約束の違反があった場合には、輸入加盟国の当局は、この協定に従って迅速な措置(入手可能な最善の情報をを用いて暫定措置を直ちにとることを含む。)をとることができる。この場合には、暫定措置がとられた日前九十日を超えない日以後消費のために輸入された産品につき、この協定に従って確定的な税を課することができる。ただし、約束の違反があった日前に輸入された産品については、遡及して課してはならない。

第九条 ダンピング防止税の賦課及び徴収

9.1 ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当する額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。ダンピング防止税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダンピング防止税の額は、その少ない額であることが望ましい。

9.2 いずれかの製品についてダンピング防止税を課する場合には、ダンピング防止税については、ダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定された製品の輸入(すべての輸入源からの輸入。ただし、この協定に定める条件による価格に関する約束が認められた輸入源からの輸入を除く。)につき、それぞれの場合において適正な額を無差別に徴収する。当局は、当該製品の供給者を特定する。もっとも、同一の国の複数の供給者が関係している場合において、これらのすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当局は、当該国を特定することができる。当局は、二以上の国の複数の供給者が関係している場合には、関係しているすべての供給者を特定し又は、これが実行可能でないときは、関係しているすべての国を特定することができる。

9.3 ダンピング防止税の額は、第二条の規定に基づいて定められるダンピングの価格差に相当する額を超えるものであってはならない。

9.3.1 ダンピング防止税の額を^そ遡及して確定する場合には、ダンピング防止税の最終的な支払額についての決定は、ダンピング防止税の額の最終的な確定についての要請が行われた日の後、できる限り速やかに、通常、十二箇月以内に行われるものとし、いかなる場合においても十八箇月を超えて行われてはならない(注)。いかなる還付についても、迅速にかつ通常、この9.3.1の規定に基づいて行われた最終的な支払額の決定の後九十日以内に行う。当局は、九十日以内に還付を行わない場合において、要請があったときはいつでも説明を行う。

注：関係する製品が司法上の審査手続の対象となる場合には、この9.3.1及び9.3.2に規定する期限を遵守することができないことがあると了解する。

9.3.2 ダンピング防止税の額を予測して確定する場合には、ダンピングの価格差に相当する額を超えて支払われた税額を要請に応じて迅速に還付するための措置をとる。実際のダンピングの価格差に相当する額を超えて支払われた税額の還付についての決定は、ダンピング防止税の対象となる製品の輸入者が証拠によって正当に裏付けられた還付の要請を行った日の後、通常、十二箇月以内に行われるものとし、いかなる場合においても十八箇月を超えて行われてはならない。認められた還付については、通常、決定の日から九十日以内に行うべきである。

9.3.3 当局は、2.3の規定に従って輸出価格を決定した場合に還付を行うべきか行うべきでないか及びどの程度行うべきかを決定するに当たっては、正常の価額の変化、輸入から販売までの間の費用の変化及び輸入された製品が独立した買手に最初に販売される価格の変動であってその後の取引における販売価格に正当に反映されるものを考慮すべきであり、かつ、これらの変化及び変動についての明確な証拠が提出される場合には、支払われたダンピング防止税の額を控除することなく輸出価格を計算すべきである。

9.4 当局が6.10の後段の規定に基づいて検討の対象を制限した場合には、当該検討の対象に含まなかった輸出者又は生産者からの輸入に課するダンピング防止税の額は、次のものを超えてはならない。

(i) 標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められたダンピングの価格差

(ii) ダンピング防止税の支払額を予測される正常の価額に基づいて計算する場合には、標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められた正常の価額と個別には検討されなかった輸出者又は生産者の輸出価格との差額

この9.4の規定の適用上、当局は、零及び僅少であるダンピングの価格差並びに6.8に規定する状況の下で定められたダンピングの価格差を考慮しないものとする。当局は、検討の対象に含まなかった輸出者又は生産者であって、6.10.2の規定により調査の過程において必要な情報を提供したもののからの輸入については、個別に税額を決定し、又は個別に正常の価額を適用する。

9.5 製品が輸入加盟国においてダンピング防止税の対象となる場合には、当局は、関係輸出国の輸出者又は生産者であって、調査の対象となった期間中に当該輸入加盟国に当該製品を輸出しなかったものについて、ダンピングの価格差を個別に決定するための検討を速やかに行う。ただし、当該輸出者又は生産者が、当該輸出国の輸出者又は生産者であって当該製品に関してダンピング防止税の対象となるもののいずれとも関係を有していないことを示すことができることを条件とする。この検討については、輸入加盟国における通常税の確定及び見直しの手続に比べて迅速に開始し及び行う。この検討を行っている間は、そのような輸出者又は生産者からの輸入について、いかなるダンピング防止税も課してはならない。もっとも、当局は、こ

の検討の結果として当該輸出者又は生産者に関してダンピングについて決定する場合に当該検討の開始の日
に遡^そ及してダンピング防止税を課することができることを確保するため、評価差止め又は保証の要求を行う
ことができる。

第十条 遡^そ及

- 10.1 暫定措置又はダンピング防止税は、それぞれ 7.1 又は 9.1 の規定に基づいて行われた決定が効力を生じた後に消費のために輸入される製品についてのみ課する。ただし、この条に規定する例外が適用される場合は、この限りでない。
- 10.2 損害の最終的な決定(損害のおそれ及び産業の確立の実質的な遅延に係るものを除く。)が行われる場合又は、損害のおそれの最終的な決定の場合であつて暫定措置がとられなかったとしたならばダンピング輸入の及ぼした影響により損害の決定が行われたであろうと認められるときは、暫定措置がとられていた期間についてダンピング防止税を遡^そ及して課することができる。
- 10.3 確定的なダンピング防止税の額が支払われた若しくは支払われるべき暫定的な税の額又は保証のために算定された額を上回る場合には、その差額は、徴収してはならない。確定的なダンピング防止税の額が支払われた若しくは支払われるべき暫定的な税の額又は保証のために算定された額を下回る場合には、その差額を還付し又はダンピング防止税の額を再算定する。
- 10.4 10.2 の場合を除くほか、損害のおそれ又は産業の確立の実質的な遅延の決定が行われる場合において、損害がまだ生じていないときは、確定的なダンピング防止税は、損害のおそれ又は産業の確立の実質的な遅延の決定が行われた日からのみ課することができる。この場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。
- 10.5 最終的な決定が否定的である場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。
- 10.6 当局は、ダンピングされた製品について、
- (i) 損害を与えたダンピングの事実が過去に存在し、又は輸出者がダンピングを行っていること及びそのダンピングが損害を与えることを輸入者が知っていたか若しくは知っていたはずであり、かつ、
 - (ii) 比較的短期間における製品の大量のダンピング輸入によって当該損害が生じており、当該ダンピング輸入が、その時期及び量その他の状況(輸入製品の在庫の急速な積み増し等)に照らして、適用されるべき確定的なダンピング防止税の救済効果を著しく損なうおそれがあると決定する場合には、暫定措置がとられた日前九十日を超えない日以後消費のために輸入された製品について確定的なダンピング防止税を課することができる。ただし、関係する輸入者が意見を表明する機会を与えられていることを条件とする。
- 10.7 当局は、調査の開始の後、10.6 に定める条件が満たされていることについて十分な証拠を有している場合には、10.6 に定めるところによりダンピング防止税を遡^そ及して徴収するために必要な評価差止め等の措置をとることができる。
- 10.8 調査の開始の前日に消費のために輸入された製品については、いかなる税も、10.6 の規定により遡^そ及して課してはならない。

第十一条 ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し

- 11.1 ダンピング防止税は、損害を与えているダンピングに対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する。
- 11.2 当局は、ダンピング防止税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は、確定的なダンピング防止税の賦課の日から合理的な期間が経過しているときは、見直しの必要性を裏付ける実証的な情報を提供する利害関係を有する者の要請に基づいて、見直しを行う(注)。利害関係を有する者は、ダンピング防止税の賦課を継続することがダンピングを相殺するために必要であるかないか若しくはダンピング防止税が撤廃され若しくはその額が変更された場合に損害が存続し若しくは再発する可能性があるかないか又はこれらの双方について検討することを当局に要請する権利を有する。当局は、この 11.2 の規定に基づく見直しの結果、ダンピング防止税を維持する正当な理由がないと決定する場合には、直ちにダンピング防止税を撤廃する。

注:9.3に規定するダンピング防止税の最終的な支払額の決定は、この条に規定する見直しを意味するものではない。

- 11.3 11.1 及び 11.2 の規定にかかわらず、いかなる確定的なダンピング防止税も、その賦課の日、11.2 の規定に基づく最新の見直しの日(ただし、当該見直しがダンピング及び損害の双方を対象としていた場合に限る。)又はこの 11.3 の規定に基づく最新の見直しの日から五年以内に撤廃する。ただし、当局が、自己の発意に基づいて又はその撤廃の日に先立つ合理的な期間内に国内産業によって若しくは国内産業のために行われた正当に裏付けられた要請に基づいて当該撤廃の前日に開始した見直しにおいて、ダンピング防止税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして決定する場合は、この限

りでない(注)。ダンピング防止税は、この見直しの結果が出るまでの間、効力を有するものとするができる。

注：ダンピング防止税の額を遡及して確定する場合には、9.3.1に定める最新の確定のための手続においてダンピング防止税を課さない認定することは、それ自体、当局に対して確定的なダンピング防止税の撤廃を求めるものではない。

11.4 証拠及び手続に関する第六条の規定は、この条の規定に基づいて行われる見直しについて準用する。この見直しは、迅速に行うものとし、通常、この見直しの開始の日から十二箇月以内に完結させる。

11.5 この条の規定は、第八条の規定に基づいて認められた価格に関する約束について準用する。

第十二条 公告及び決定の説明

12.1 当局は、第五条の規定に基づいてダンピング防止のための調査を開始することを正当とするために十分な証拠があると認める場合には、自国の産品が当該調査の対象となる加盟国及び調査当局に知られている利害関係を有するその他の者にその旨を通知するものとし、また、その旨を公告する。

12.1.1 調査の開始についての公告は、次の事項に関する適切な情報を含むものとするか、又は公告とは別の報告書(注)によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。

注：当局は、この条に規定する情報及び説明を別の報告書によって提供する場合には、公衆が当該報告書を容易に入手することができることを確保する。

- (i) 輸出国の国名及び関係する産品
- (ii) 調査の開始の日
- (iii) 申請書におけるダンピングの申立ての根拠
- (iv) 損害の申立ての根拠となる要因の要約
- (v) 利害関係を有する者による意見の提出先
- (vi) 利害関係を有する者が意見を表明することができる期限

12.2 仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)、第八条の規定に基づき約束を認めるための決定、その約束の終了及び確定的なダンピング防止税の撤廃は、公告する。この公告は、事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行う。この公告及び別の報告書はすべて、自国の産品が決定又は約束の対象となる加盟国及び知られている利害関係を有するその他の者に送付されるものとする。

12.2.1 暫定措置の適用についての公告は、ダンピング及び損害に関する仮の決定について十分詳細な説明を記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行うものとし、また、提示された論証の採用又は却下をもたらした事実及び法令に係る事項について言及する。この公告又は別の報告書には、秘密の情報の保護に関する要件に妥当な考慮を払いつつ、特に、次のものを含む。

- (i) 供給者の氏名又は、これが実行可能でない場合には、関係供給国の国名通関上十分に明確な産品に関する記述
- (ii) 定められたダンピングの価格差並びに第二条の規定に基づく輸出価格及び正常の価額の決定並びにこれらの比較に用いた方法について当該方法を用いた十分な説明
- (iii) 第三条に規定する損害の決定に関連して行った検討
- (iv) 決定に至った主な理由

12.2.2 確定的な税の賦課又は価格に関する約束の承認について肯定的な決定が行われた場合には、調査の完結又は停止についての公告は、秘密の情報の保護に関する要件に十分な考慮を払いつつ、最終的な措置の適用又は価格に関する約束の承認をもたらした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を含むものとするか、又は別の報告書によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。この公告又は別の報告書には、特に、12.2.1に規定する情報、輸出者及び輸入者が提示した関連する論証又は主張を採用し又は却下した理由並びに6.10.2の規定に基づいて行った決定の根拠を含む。

12.2.3 第八条の規定に基づいて約束を認めた後に行う調査の完結又は停止についての公告は、その約束のうちの秘密でない部分を含むものとするか、又は別の報告書によって当該部分を入手することができるようにして行う。

12.3 この条の規定は、前条の規定に基づく見直しの開始及び完結並びに第十条に規定するダンピング防止税を遡及して課するための決定について準用する。

第十三条 司法上の審査

加盟国は、自国の法令にダンピング防止措置に関する規定を有する場合には、特に、最終的な決定及び第十一条に規定する決定の見直しに関する行政上の措置を速やかに審査するため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、当該最終的な決定又は見直しについて責任を有する当局から独立したものとする。

第十四条 第三国のためのダンピング防止措置

14.1 第三国のためのダンピング防止措置の申請は、その措置を求める当該第三国の当局が行う。

- 14.2 14.1の申請は、輸入産品がダンピングされていることを示す価格についての情報及び申し立てられたダンピングが第三国の関係国内産業に損害を与えていることを示す詳細な情報によって裏付けられるものとする。当該第三国の政府は、輸入国の当局が必要とする追加の情報を入手することができるように、その当局にあらゆる援助を与える。
- 14.3 輸入国の当局は、14.1の申請を検討するに当たり、申し立てられたダンピングが第三国の関係国内産業全体に及ぼす影響を考慮する。すなわち、損害については、申し立てられたダンピングが当該関係国内産業の当該輸入国向けの輸出に及ぼす影響との関連のみにおいて評価してはならず、また、そのダンピングが当該関係国内産業の輸出全体に及ぼす影響との関連のみにおいても評価してはならない。
- 14.4 事案について手続を進めるか進めないかの決定については、輸入国が行う。輸入国が措置をとる用意があると決定する場合には、その措置について物品の貿易に関する理事会の承認を求めるための同理事会に対する申請については、当該輸入国が行う。

第十五条 開発途上加盟国

先進加盟国は、この協定に基づいてダンピング防止措置をとることを検討する場合には、開発途上加盟国の特別な事情を特に考慮しなければならないことを認める。ダンピング防止税の賦課が開発途上加盟国の重大な利益に影響を及ぼすものである場合には、その賦課に先立ち、この協定に定める建設的な救済措置をとる可能性について検討する。

第二部

第十六条 ダンピング防止措置に関する委員会

- 16.1 この協定により、各加盟国の代表で構成するダンピング防止措置に関する委員会(この協定において「委員会」という。)を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも年二回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいずれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。
- 16.2 委員会は、適当な場合には、補助機関を設置することができる。
- 16.3 委員会及び補助機関は、その任務を遂行するため、適当と認めるいかなる者とも協議し及びこれらの者から情報を求めることができる。もっとも、委員会又は補助機関は、いずれかの加盟国の管轄内にある者から情報を求めるのに先立ち、当該加盟国にその旨を通知するものとし、当該加盟国及び協議を受ける企業の同意を得る。
- 16.4 加盟国は、ダンピング防止のためにとられたすべての仮の又は最終的な措置を遅滞なく委員会に報告する。その報告は、事務局において、他の加盟国による閲覧に供する。加盟国は、また、半年ごとに、直前の六箇月の期間にとられたすべてのダンピング防止措置に関する報告を提出する。その半年ごとの報告については、合意された標準的な様式で提出する。
- 16.5 各加盟国は、委員会に対し、(a)第五条に規定する調査を開始し及び実施する権限を有する当局並びに(b)この調査の開始及び実施を規律する国内手続について通報する。

第十七条 協議及び紛争解決

- 17.1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に係る協議及び紛争解決には、紛争解決了解を適用する。
- 17.2 各加盟国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関し他の加盟国がした申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議のための機会を十分に与える。
- 17.3 加盟国は、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が他の加盟国によって無効にされ若しくは侵害されており又はこの協定の目的の達成が他の加盟国によって妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、当該他の加盟国に対し書面により協議を要請することができる。各加盟国は、協議の要請に対し好意的な考慮を払う。
- 17.4 協議を要請した加盟国が17.3の規定に基づく協議において合意による解決が得られなかったとし、かつ、輸入加盟国の行政当局が最終的な措置として確定的なダンピング防止税を課し又は価格に関する約束を認めた場合には、当該協議を要請した加盟国は、問題を紛争解決機関に付託することができる。協議を要請した加盟国は、また、暫定措置が著しい影響を及ぼしている場合において、当該暫定措置が7.1の規定に反してとられたとすることは、問題を同機関に付託することができる。

- 17.5 紛争解決機関は、申立てをした国の要請により、次の陳述書等に基づいて問題を検討するため、小委員会を設置する。
- (i) 要請を行う加盟国の陳述書であって、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益がいかに無効にされ若しくは侵害されているかを示し又はこの協定の目的の達成が妨げられていることを示すもの
 - (ii) 輸入加盟国の当局が適当な国内手続に従って入手した事実
- 17.6 17.5の問題を検討する場合には、次のとおりとする。
- (i) 小委員会は、問題に関する事実の評価に当たっては、当局による事実の認定が適切であったかなかったか及び当局による事実の評価が公平かつ客観的であったかなかったかについて決定する。当局による事実の認定が適切であり、かつ、当局の評価が公平かつ客観的であった場合には、小委員会が異なった結論に達したときも、当該当局の評価が優先する。
 - (ii) 小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容し得る解釈を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容し得る解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める。
- 17.7 小委員会に提供された秘密の情報については、当該情報を提供した者、団体又は当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。秘密の情報の開示が小委員会に対して要求された場合において、小委員会による当該情報の開示が認められないときは、当該情報の秘密でない要約であって当該情報を提供した者、団体又は当局により開示が認められたものが提供される。

第三部

第十八条 最終規定

- 18.1 他の加盟国からのダンピング輸出に対するいかなる措置も、この協定により解釈される千九百九十四年のガットの規定による場合を除くほか、とることができない。(注)
- 注:この18.1の規定は、適当な場合には千九百九十四年のガットの他の関連規定による措置をとることを妨げるものではない。
- 18.2 この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。
- 18.3 次の18.3.1及び18.3.2の規定に従い、この協定は、調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する。
- 18.3.1 9.3に定める還付の手続におけるダンピングの価格差の算定については、最新のダンピングの決定又は見直しに用いた方式を適用する。
- 18.3.2 既存のダンピング防止措置に11.3の規定を適用するに当たっては、当該措置は、遅くとも各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日にとられたものとみなす。ただし、同日に効力を有する加盟国の法令が既に11.3に規定する条項と同様のものを有する場合を除く。
- 18.4 各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続を当該加盟国について適用されるこの協定に適合したものとすることを確保するため、すべての必要な一般的又は個別的な措置をとる。
- 18.5 各加盟国は、この協定に関連を有する法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。
- 18.6 委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。
- 18.7 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書 1 6.7の規定に基づく現地調査に関する手続

1. 調査の開始に当たっては、現地調査の実施に関する意図を輸出加盟国の当局及び関係があると知られている企業に通知すべきである。
2. 例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含めようとする場合には、企業及び輸出加盟国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱いに係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。
3. 訪問調査を最終的に計画する前に輸出加盟国における関係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。
4. 調査当局は、関係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出加盟国の当局に通知すべきである。
5. 訪問調査を行う前に、関係企業に対し十分前もって通知すべきである。
6. 質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。当該訪問調査は、(a) 輸入加盟国の当局が関係加盟国の代表者にその旨を通知し、かつ、(b) その代表者が訪問調査に反対しない場合にのみ行うことができる。
7. 現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出加盟国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。
8. 輸出加盟国の当局又は企業が行った照会又は質問であって現地調査の成功に不可欠なものについては、可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

附属書 2 6.8 に規定する入手可能な最善の情報

1. 調査当局は、調査の開始の後できる限り速やかに、利害関係を有する者から入手することを要する情報の詳細及び利害関係を有する者がその回答において当該情報を記載する際に従うべき方法の詳細を特定すべきである。調査当局は、また、情報が妥当な期間内に提供されない場合には、調査当局が知ることができた事実(調査の開始を求める国内産業の申請書に記載された事実を含む。)に基づいて決定を行うことができる旨を当該利害関係を有する者が認識することを確保すべきである。
2. 調査当局は、また、利害関係を有する者がその回答を特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)又はプログラム言語を使用して行うことを要請することができる。調査当局は、その要請を行う場合には、特定された媒体又はプログラム言語によって当該利害関係を有する者が回答するための妥当な能力を有しているかいないかを考慮すべきであり、また、当該利害関係を有する者に対し、当該利害関係を有する者が使用しているコンピュータシステム以外のコンピュータシステムを回答のために使用することを要請すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を行うことが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらす場合(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴う場合)には、コンピュータを使用した回答に関する要請に固執すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用している場合において、調査当局が特定した媒体又はプログラム言語を使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を提供することが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらすとき(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴うとき)は、当該特定の媒体又はプログラム言語を使用した回答に関する要請に固執すべきではない。
3. 調査当局に提供された情報であって、確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供され、かつ、場合により、調査当局が要請した媒体又はプログラム言語によって提供されたすべての情報は、決定を行う際に考慮すべきである。調査当局が特定した媒体又はプログラム言語によって利害関係を有する者が回答しない場合であっても、2に定める要件が満たされていると調査当局が認めるときは、当該特定の媒体又はプログラム言語によって回答しないことが調査を著しく妨げているとみなすべきではない。
4. 調査当局が特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)を使用して提供される情報を処理する能力を有しない場合には、情報は、書面の形式その他調査当局が受け入れることができる形式で提供されるべきである。
5. 提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。
6. 証拠又は情報を採用しない場合には、当該証拠又は情報を提供した利害関係を有する者にその理由を直ちに通知すべきであり、また、調査の期限について妥当な考慮を払いつつ、合理的な期間内に更に説明を行う機会を当該利害関係を有する者に与えるべきである。調査当局は、その説明に満足しない場合には、公表する決定において、当該証拠又は情報を採用しない理由を示すべきである。
7. 調査当局は、二次的な情報源からの情報(調査の開始を求める申請において提供されたものを含む。)に基づいて認定(正常の価額に関するものを含む。)を行う場合には、特に慎重に行うべきである。この場合において、調査当局は、当該情報を、実行可能なときは、他の独立した情報源からの情報であって利用することができるもの(例えば、公表された価格表、公的な輸入統計及び関税統計)及び調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報に照らして確認すべきである。もっとも、利害関係を有する者が協力しないために調査当局が関連情報を入手することができない場合には、この状態が当該利害関係を有する者が協力した場合よりも当該利害関係を有する者にとって不利な結果をもたらすことは、明らかである。

関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)

施行日：令和二年四月一日

最終更新：令和二年三月三十一日公布(令和二年法律第九号)改正

(不当廉売関税)

第八条 不当廉売(貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格(以下この条において「正常価格」という。)より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。)された貨物の輸入が本邦の産業(不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。)に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実(以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。)がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(五年以内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物(以下この条において「指定貨物」という。)で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額(以下この条において「不当廉売差額」という。)と同額以下の関税(以下この条において「不当廉売関税」という。)を課することができる。

2 前項の場合のほか、不当廉売された貨物のうち、第九項の規定による措置(以下この項において「暫定措置」という。)がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物(暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。)(同号及び第三号に該当するものを除く。)暫定措置がとられていた期間

二 第八項(第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。)の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められるもの暫定措置がとられた日の九十日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

イ 不当廉売されたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物

ロ 当該貨物が不当廉売されたものであり、かつ、その輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が生ずることをその輸入者が知っていた又は知り得べき状態にあつたと認められる貨物

3 前項の不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。この場合において、当該貨物につき第九項第一号の規定により課された暫定的な関税が納付されているときは、当該不当廉売関税が納付されたものとみなす。

4 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

7 第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出者は、政府に対し、当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

8 政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、不当廉売された貨物の

輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束(有効期間が五年以内のものに限る。)を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出者が第五項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

- 9 政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠(前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報)により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(九月以内で政令で定める期間内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。
 - 一 当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すること。
 - 二 第二項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の暫定的な関税の額に相当する額を保証する担保の提供を命ずること。
- 10 政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第八項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。
- 11 政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により不当廉売関税を課する場合を除き、第九項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならない。同項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保の額が第二項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の暫定的な関税又は担保についても、同様とする。
- 12 新規供給者(第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと関係を有する者として政令で定めるもの以外の供給者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。
- 13 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。
- 14 第六項から第八項までの規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第六項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。
- 15 第十三項の調査が開始されたときは、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物で、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内(第十七項及び第十八項において「調査期間内」という。)に輸入されるものについては、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による不当廉売関税を課さないものとし、同項の規定により課される不当廉売関税を次項の規定により変更し、又は継続する場合を除き、政令で定めるところにより、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税を当該調査が開始された日から廃止するものとする。
- 16 第十三項の調査の対象となつた新規供給者に係る貨物について不当廉売差額が認められる場合は、政令で定めるところにより、期間(当該調査の開始の日から当該調査に係る第一項の規定により課される不当廉売関税について同項の規定による指定がされた期間の末日までの期間内に限る。)を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該新規供給者に係る貨物について第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は継続することができる。
- 17 前項の場合において、調査期間内に輸入された貨物について課される不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとし、当該不当廉売関税の額は、第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額を限度とする。
- 18 政府は、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十六項の規定により変更し、又は継続することとなる場合に調査期間内に輸入された貨物について課される当該変更又は継続された第一項の規定による不当廉売関税を保全するため、政令で定めるところにより、第十三項の調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物を調査期間内に輸入しようとする者に対し、当該貨物について第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額と同額以下の額を保証する担保の提供を命ずることができる。
- 19 政府は、第十三項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十五項の規定により廃止するときは、前項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第十六項の規定により変更された第一項の規定により課される不当廉売

関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

- 20 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。)し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される不当廉売関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。
 - 一 当該指定貨物に係る不当廉売についての事情の変更
 - 二 当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更
- 21 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。
- 22 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。
- 23 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。
- 24 第七項及び第八項の規定は、第二十二項の調査が開始された場合について準用する。
- 25 第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。
- 26 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。
- 27 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。
- 28 第七項、第八項及び第二十三項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。
- 29 第二十七項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。
- 30 第一項の規定により指定された期間を第二十項又は第二十五項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。
 - 一 第二十項の規定により延長する場合 第二十二項の調査が完了した日
 - 二 第二十五項の規定により延長する場合 第二十七項の調査が完了した日
- 31 第二十項から第二十四項まで及び前項(第二号を除く。)の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更(有効期間の変更を含む。)する場合について準用する。
- 32 指定貨物の輸入者が納付した不当廉売関税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額(次項において「要還付額」という。)に相当する不当廉売関税の還付の請求をすることができる。
- 33 政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- 34 前項の調査は、第三十二項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。
- 35 関税法第十三条第二項から第七項まで(還付及び充当)の規定は、第三十二項から前項までの規定により不当廉売関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。
- 36 輸出者と連合している輸入者による輸入された貨物の国内における販売が当該貨物の輸出のための販売価

格及び正常価格より低い価格で行われる場合には、当該販売を不当廉売された貨物の輸入とみなして、前各項の規定を適用する。

37 前各項に定めるもののほか、不当廉売関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)

施行日：平成二十九年十月八日

最終更新日：平成二十九年三月三十一日公布(平成二十九年政令第百二十七号)改正

(定義)

第一条 この政令において、「供給者」、「供給国」、「指定貨物」、「不当廉売差額」又は「要還付額」とは、それぞれ関税定率法(以下「法」という。)第八条第一項又は第三十二項に規定する供給者、供給国、指定貨物、不当廉売差額又は要還付額をいう。

(正常価格)

第二条 法第八条第一項に規定する政令で定める価格は、次に掲げる価格とする。

- 一 当該輸入貨物の原産国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
 - 二 当該輸入貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される当該輸入貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格
 - 三 当該輸入貨物の生産費に当該輸入貨物の原産国で生産された当該輸入貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格
 - 四 当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格
- 2 法第八条第一項の規定を適用する場合において、前項第二号又は第三号に掲げる価格を用いることができる場合は、当該輸入貨物の供給国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格がない場合又は当該供給国の市場が特殊な状況にあるため若しくは当該供給国における当該輸入貨物と同種の貨物の販売量が少ないため当該供給国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格を用いることが適当でないと認められる場合に限るものとし、同項第四号に掲げる価格を用いることができる場合は、当該輸入貨物の供給国が世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の附属書I(注釈及び補足規定)の「第六条について」の「1について」の2に規定する国である場合に限るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第十条の二において同じ。)又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実(第十条の二において「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。)があることを明確に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いることができる。
- 4 法第八条第一項に規定する正常価格は、当該輸入貨物の輸出のための販売価格との間の取引段階、取引数量その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異により生じた価格差につき必要な調整を行った後の価格とする。

(輸出のための販売価格の特例)

第三条 法第八条第一項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物につき輸出のための販売価格がない場合又は当該輸入貨物の輸出者が当該輸入貨物の輸入者(本邦において当該輸入貨物を譲り受けた者を含む。)と連合しているために当該輸入貨物の輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合における当該輸入貨物の輸出のための販売価格は、当該輸入貨物の輸出者及び輸入者と連合していない者に対して国内において最初に販売される当該輸入貨物の国内販売価格(その国内販売価格が当該輸入貨物を原材料として生産がされた上販売される貨物に係る価格であるときは、当該国内販売価格から当該生産により付加された価額を控除して得られる価格)に基づき算出される価格とする。

(本邦の産業)

第四条 法第八条第一項に規定する本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいうものとする。

- 2 前項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者及び当該輸入貨物を法第八条第四項、第二十一項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)又は第二十六項の規定による求めがあった日(これらの規定による求めがない場合において同条第五項、第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)又は第二十七項の調査を行うときは、当該調査を開始する日)の六月前の日以後に輸入(その輸入量が少量なものを除く。)した生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係を有する生産者

が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は当該輸入貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

- 一 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係
- 二 当該輸入貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係
- 三 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係
- 四 当該輸入貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係

(本邦の産業に利害関係を有する者)

第五条 法第八条第四項、第二十一項及び第二十六項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

- 一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体(以下この号、第七条及び第十条において「関係生産者等」という。)(団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。)であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの
 - 二 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合(第七条及び第十条において「関係労働組合」という。)であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの
- 2 前条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者は、前項第二号の従事する者には含まないものとする。

(新規供給者とならない者)

第六条 法第八条第十二項に規定する指定貨物の供給者と関係を有する者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 当該供給者を直接又は間接に支配している者
- 二 当該供給者により直接又は間接に支配されている者
- 三 当該供給者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている者
- 四 当該供給者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している者

(不当廉売関税を課すること等を求める手続)

第七条 法第八条第四項の規定により政府に対し不当廉売関税を課することを求めようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 三 当該貨物の供給者又は供給国
- 四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
- 五 法第八条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
- 六 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部(以下この条において「証拠等」という。)を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- 七 当該申請者の法第八条第四項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- 八 その他参考となるべき事項

2 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税について、同条第十二項の規定により政府に対し当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めようとする同項に規定する新規供給者(以下この項におい

て「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該申請者に係る貨物に課される当該不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠及び同条第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者と関係を有しないことを誓約する書面を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 法第八条第十二項に規定する新規供給者に該当する事情
 - 四 当該申請者に係る貨物に課される当該不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実の概要
 - 五 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 六 その他参考となるべき事項
- 3 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税について、同条第二十一項の規定により政府に対し当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 当該不当廉売関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
 - 四 法第八条第二十一項に規定する者に該当する事情
 - 五 法第八条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更の概要
 - 六 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 七 当該申請者が第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者である場合には、当該申請者の法第八条第二十一項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
 - 八 その他参考となるべき事項
- 4 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税に係る同項の規定により指定された期間について、同条第二十六項の規定により政府に対しその延長を求めようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 当該不当廉売関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
 - 四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
 - 五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることの概要
 - 六 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 七 当該申請者の法第八条第二十六項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
 - 八 その他参考となるべき事項
- 5 第三項の規定は、法第八条第八項前段(同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。)の規定により受諾された約束を同条第三十一項において準用する同条第二十一項の規定により変更(有効期間の変更を含む。)することを求める場合について準用する。
- 6 財務大臣は、前各項の規定により提出された証拠等で秘密として取り扱うことを適当と認めるもの(以下この条において「秘密証拠等」という。)があるときは、当該証拠等を提出した者に対し、当該秘密証拠等についての秘密として取り扱うことを要しない要約を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 7 前項の書面の提出を求められた者は、同項に規定する秘密証拠等についての要約をすることができないと考えるときは、その旨及びその理由を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 8 財務大臣は、第六項の規定により秘密証拠等に係る書面の提出を求められた者が前二項の規定による書面の提出をしない場合又は当該提出を求められた者が前二項の規定により提出した書面の内容が適当でないことと認める場合には、当該秘密証拠等を調べないものとするができる。
- 9 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等のうち当該証拠等を提出した者から秘密として取り扱うことが求められたものについて、秘密として取り扱うことが適当でないことと認める場合に

は、当該証拠等を提出した者に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、財務大臣は、当該証拠等を提出した者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、当該証拠等についての適当と認められる要約を記載した書面を提出しないときは、当該秘密として取り扱うことが求められた証拠等を調べないものとするができる。

- 10 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等を前二項の規定により調べないものとしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該証拠等を提出した者に対し書面により通知しなければならない。

(調査の開始の通知等)

第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)又は第二十七項の調査(第十四条、第十六条第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」という。)を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人(当該調査に係る貨物の供給者又はその団体(その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。))及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体(その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。)並びに当該調査に係る申請者(法第八条第四項、第十二項、第二十一項(同条第三十一項において準用する場合を含む。))又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。)並びにこれらの者以外の者であつて財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。)と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 三 当該調査に係る貨物の供給者又は供給国
- 四 当該調査を開始する年月日
- 五 当該調査の対象となる期間
- 六 当該調査の対象となる事項の概要
- 七 第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限
- 八 その他参考となるべき事項

- 2 財務大臣は、前項の規定により直接の利害関係人に対し通知する場合には、申請者を除く直接の利害関係人に対し、同項に規定する書面に前条第一項から第五項までの規定により提出された書面及び証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び申請者により秘密の情報として提供された部分を除く。)の写しを併せて送付しなければならない。
- 3 財務大臣は、法第八条第四項、第十二項、第二十一項(同条第三十一項において準用する場合を含む。))又は第二十六項の規定による求めがあった場合において、調査を開始しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及びその理由を申請者に対し書面により通知しなければならない。

(調査の期間の延長)

第九条 財務大臣は、法第八条第六項ただし書(同条第十四項前段において準用する場合を含む。))又は第二十三項ただし書(同条第二十八項及び第三十一項において準用する場合を含む。))の規定により調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

(証拠の提出等)

第十条 調査が開始された場合において、利害関係者(直接の利害関係人並びに関係生産者等(団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。))及び関係労働組合(その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。))であつて直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。)は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。))に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ、この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者に対し、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。
- 3 財務大臣は、利害関係者から第一項前段の規定による証言の求めがあった場合又は前項前段の規定により利害関係者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該利害関係者に対し書面により通知しなければならない。
- 4 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十三条の二の決定(当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。)及び第十五条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。
- 5 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

(中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者による証拠の提出等)

- 第十条の二 中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に対する調査が開始された場合においては、前条の規定によるほか、当該輸入貨物の生産者(以下この条において単に「生産者」という。)は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項前段の調査の期間中必要があると認めるときは、生産者に対し、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。
 - 3 財務大臣は、生産者から第一項前段の規定による証言の求めがあった場合又は前項前段の規定により生産者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該生産者に対し書面により通知しなければならない。
 - 4 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

(証拠等の閲覧)

- 第十一条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第四条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第七条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、第十条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)又は第七条第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を第十条第五項及び前条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。)を利害関係者に対して閲覧させなければならない。
- 2 前項の規定により証拠等の閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする証拠等の標目及び利害関係者に該当する事情を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

(対質)

- 第十二条 調査が開始された場合において、当該調査の対象となっている事項に関し意見が相反する利害関係者との対質を求めようとする利害関係者は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、利害関係者に該当する事情、対質の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所並びに対質により明らかにすべき事実を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の対質を求められた利害関係者の同意が得られた場合は、当該対質の機会を与えるものとし、あらかじめ、対質の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所、対質により明らかにすべき事実並びに対質を行う日時及び場所その他対質を行うため必要な事項を当事者に対し書面により通知しなければならない。

- 3 前項の通知を受けた対質の当事者は、当該通知に示された対質により明らかにすべき事実に関して当該対質において表明する意見を記載した書面及び相手方の数と同数の当該書面の写しを、当該対質を行う日の十日前までに、財務大臣に提出しなければならない。この場合において、財務大臣は、速やかに、当該提出された書面の写しを対質の相手方に送付するものとする。

(意見の表明)

- 第十二条の二 調査が開始された場合において、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。
- 2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

(産業上の使用者及び消費者団体の情報提供)

- 第十三条 調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該調査の対象となっている事項に関する情報を財務大臣に対し書面により提供することができる。ただし、主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。
- 2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査の対象となっている事項に関する情報を書面により提供することを求めることができる。

(仮の決定の通知等)

- 第十三条の二 財務大臣は、法第八条第五項の調査が開始された場合において、同条第八項又は第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、官報で告示するものとする。

(約束の申出等)

- 第十四条 法第八条第五項、第十三項、第二十二項(同条第三十一項において準用する場合を含む。)又は第二十七項の調査に係る貨物の輸出者は、同条第七項(同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。第十八条において同じ。)の規定により政府に対し約束の申出をしようとするときは、その旨、当該約束の申出の内容及び法第八条第五項の調査を完了させることを希望する場合にあってはその旨を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定による約束の申出につき法第八条第八項前段(同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)の規定による受諾がされたときは、速やかに、その旨及び当該約束の内容(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び当該約束の申出をした輸出者により秘密の情報として提供された部分を除く。)並びに同条第五項の調査を取りやめることが決定された場合にあってはその旨、その理由及び当該調査を取りやめる期日又は当該調査を継続することが決定された場合にあってはその旨を、直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。
 - 3 法第八条第七項の規定により同条第五項の調査に係る貨物の輸出者からされた約束の申出につき同条第八項前段の規定による受諾がされた後当該調査が完了した場合において、当該貨物の輸入につき、政府が、同条第五項に規定する事実がある旨の認定をしたときは、同条第八項前段の規定による受諾がされた約束は消滅しないものとし、当該事実がない旨の認定をしたときは、当該約束は消滅するものとする。ただし、当該事実がない旨の認定が主として当該約束があることを考慮してされたものであるときは、当該約束は消滅しないものとする。
 - 4 財務大臣は、前項の認定がされたときは、速やかに、法第八条第八項前段の規定による受諾がされた約束が消滅しない旨又は消滅した旨及びその理由を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。
 - 5 財務大臣は、第三項の規定により約束が消滅する場合のほか、法第八条第八項前段の規定による受諾がされた約束が効力を失ったときは、速やかに、その旨及びその理由を直接の利害関係人に対し書面により通知

するとともに、官報で告示しなければならない。

(最終決定前の重要事実の開示)

第十五条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課し、又は同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)し、若しくは廃止するかどうかの決定までに相当な期間において、当該決定の基礎となる重要な事実を直接の利害関係人に対し書面により通知するものとする。

(不当廉売関税を課することの通知等)

第十六条 財務大臣は、法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)すること若しくは廃止すること若しくは同条第九項の規定による措置をとることが決定されたとき又は同条第一項の規定により指定された期間が満了したとき(同条第二十七項の調査が行われている場合を除く。以下この項において同じ。)は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

- 一 法第八条第一項又は第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 二 法第八条第一項又は第九項の規定による指定に係る貨物の供給者又は供給国
 - 三 法第八条第一項又は第九項の規定により指定された期間(同条第一項の規定により課される不当廉売関税を廃止するときは、当該廃止の期日を含む。)
 - 四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(法第八条第一項の規定により指定された期が満了したときを除く。)
 - 五 法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することに併せて同条第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたときは、その対象とされる貨物及びその決定の理由
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 財務大臣は、調査の結果、法第八条第一項の規定による不当廉売関税を課さないこと又は同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)しないこと若しくは廃止しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。
- 一 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 二 当該調査に係る貨物の供給者又は供給国
 - 三 当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 前項の規定は、調査を取りやめることが決定された場合(法第八条第八項後段の規定により調査を取りやめることが決定された場合を除く。)について準用する。この場合において、前項中「当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論」とあるのは、「当該調査を取りやめるまでに判明した事実及び当該調査を取りやめる理由」と読み替えるものとする。

(暫定措置の期間)

第十七条 法第八条第九項に規定する政令で定める期間は、四月以内の期間とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は六月以内の期間とし、次の各号のいずれにも該当する場合は九月以内の期間とする。

- 一 不当廉売差額に満たない不当廉売関税を課することについて検討する旨が明らかにされる場合
 - 二 法第八条第九項の規定による措置(以下「暫定措置」という。)がとられる貨物の輸出者(当該貨物に占める当該輸出者に係る貨物の割合が相当の割合以上である輸出者に限る。次項において同じ。)が、あらかじめ暫定措置の期間として四月を超える期間を求めた場合
- 2 法第八条第五項の調査に係る輸入貨物の輸出者は、当該貨物に係る暫定措置の期間として四月を超える期間を求めようとする場合には、その旨及びその理由を記載した書面を、同項の調査が開始された日から六十日を経過する日より前に、財務大臣に提出しなければならない。

(新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等)

第十七条の二 財務大臣は、法第八条第十三項の調査に係る新規供給者(同条第十二項に規定する新規供給者という。)が輸出し、又は生産する貨物について同条第十八項の規定により担保の提供を命ずることが決定されたときは、当該決定に係る新規供給者の氏名又は名称及び提供を命ずる担保の額を税関長に通知するもの

とし、税関長は、当該通知に基づき、当該貨物を当該調査に係る同条第十五項に規定する調査期間内に輸入しようとする者(以下この項において「輸入者」という。)に対し、当該決定に係る担保の提供を命ずるものとする。ただし、税関長が、当該輸入者の資力を勘案して担保の提供を命ずる必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 税関長は、法第八条第十三項の調査が終了した場合において、同条第一項の規定により課される不当廉売関税を同条第十五項の規定により廃止することが決定されたときは、速やかに、前項の規定により提供された担保を解除する手続をしなければならない。
- 3 税関長は、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税を同条第十六項の規定により変更することが決定された場合において、第一項の規定により提供された担保の額が同条第十六項の規定により変更された不当廉売関税の額を超えるときは、速やかに、第一項の規定により提供された担保の額のうち当該超える部分の額に相当する額の担保を解除する手続をしなければならない。

(調査に関する協議等)

第十八条 財務大臣、法第八条第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣(以下この条において「産業所管大臣」という。)及び経済産業大臣は、調査を開始する必要があると認めるときは、相互にその旨を通知するものとする。この場合において、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、調査(調査の結果の取扱いを含む。)及び法第八条第七項の規定による申出に係る約束に関し常に緊密な連絡(第七条第一項から第五項まで及び第十四条第一項の規定により提出された書面の写しの財務大臣による産業所管大臣及び経済産業大臣に対する送付を含む。)を保つとともに、これらに関する重要事項について協議の上定めるものとする。

(還付)

第十九条 法第八条第三十二項の規定により指定貨物に係る不当廉売関税の還付を請求しようとする輸入者は、還付を受けようとする不当廉売関税の額及びその計算の基礎を記載した還付請求書に、要還付額があることについての十分な証拠を添えて、これを当該指定貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。この場合において、税関長は、当該提出された書面の写し及び当該証拠を財務大臣に送付するものとする。

- 2 前条後段の規定は、法第八条第三十三項の調査が開始された場合について準用する。
- 3 財務大臣は、法第八条第三十四項ただし書の規定により同条第三十三項の調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を同条第三十二項の規定により請求をした輸入者に対し書面により通知しなければならない。
- 4 財務大臣は、法第八条第三十三項の調査が終了したときは、その調査の結果を税関長に通知するものとし、税関長は、当該通知に基づき、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面によりその請求をした輸入者に通知する。

(関税・外国為替等審議会への諮問)

第二十条 財務大臣は、調査の結果に基づき法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)すること若しくは廃止すること又は暫定措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

令和5年4月

財 務 省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

1. ガイドラインの性格

不当廉売関税に関する制度の運用については、国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及びダンピング防止協定に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする。また、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。

2. 定義

このガイドラインにおいて、「法」、「政令」又は「ダンピング防止協定」とは、それぞれ「関税定率法（明治43年法律第54号）」、「不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）」又は「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」をいう。

3. 同種の貨物（法第8条第1項、政令第2条第1項、第4条第1項）

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の調査に係る法第8条第1項に規定する不当廉売された貨物と同種の貨物の認定に当たっては、本邦において生産される貨物を対象とする。また、正常価格（同項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）の算出に係る同項に規定する輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物（その他これに準ずるものとして政令第2条第1項で規定する場合を含む。）の認定に当たっては、供給国において生産又は輸出される貨物を対象とする。

4. 本邦の産業

（1）相当の割合（政令第4条第1項）

政令第4条第1項に規定する相当の割合は、概ね50%とする。

（2）本邦の生産者から除外される生産者（政令第4条第1項、第2項）

政令第4条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。

（3）支配関係（政令第4条第2項ただし書）

政令第4条第2項ただし書各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれ

かに該当する場合をいう。

一 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合

二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。

⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。三

自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等におい

て緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、4（3）二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合

（4）当該輸入貨物の供給者又は輸入者と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外（政令第4条第2項ただし書）

一 政令第4条第2項ただし書に規定する他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。

① 取引量、用途その他の当該貨物に係る支配関係にある者との取引の実態

② 法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等に対する支持の状況

③ その他直接又は間接の支配関係が他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないと認められる特別の事情

二 政令第4条第2項ただし書に規定する主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。

① 輸入先、輸入量、輸入の目的その他の当該貨物に係る輸入の実態

② 法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等に対する支持の状況

③ その他主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であると認められる特別の事情

5. 課税の求め等

（1）証拠の提出先等（政令第4条第2項ただし書、第7条第1項から第7項まで、第9項後段、

第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第11条第2項、第12条第1項、第3項、第12条の2第1項、第2項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第17条第2項)

政令第4条第2項ただし書に規定する証拠、政令第7条第1項から第7項まで若しくは第9項後段に規定する書面若しくは証拠、政令第10条第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第10条の2第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第11条第2項に規定する書面、政令第12条第1項若しくは第3項に規定する書面、政令第12条の2第1項若しくは第2項に規定する意見の表明、政令第13条第1項若しくは第2項に規定する情報、政令第14条第1項に規定する書面又は政令第17条第2項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課特殊関税調査室とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。

(2) 十分な証拠 (法第8条第4項)

法第8条第4項に規定する十分な証拠とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とする。ただし、関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、当該十分な証拠であるとみなされない。

(3) 団体による課税の求め等 (法第8条第4項、第21項、第26項、政令第5条第1項第1号)

法第8条第4項、第21項又は第26項の規定に基づき、団体による課税の求め等がなされた場合、当該団体が実在すること及び当該課税の求め等が団体として合意されたものであることについて確認する。

(4) 課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例 (政令第7条第1項から第6項まで、第10条第1項、第5項)

一 不当廉売関税を課すること等を求める場合には、別添1の課税の求め等の記載事項・記載要領例に従い、必要事項を記載した書面を提出することとし、その際に添付する証拠の提出様式例は別添2とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する書面及びその際に添付する証拠のうち不当廉売差額に係る事項については、7. に従うこととする。

二 政令第10条第1項に規定する証拠の提出様式例は別添4とする。なお、財務大臣は、必要事項を記載した別添4中の別紙1(「証拠により証明しようとする事実を記載した書面」)が添付されていない場合には、同項に規定する証拠により証明しようとする事実を記載した書面の提出がされていないものとみなし、当該証拠を受理しないことができる。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する証拠のうち不当廉売差額に係る事項については、7. に従うこととする。

(5) 相談窓口 (法第8条第4項、第12項、第21項、第26項)

不当廉売関税を課すること等の求めに関する相談の担当部局は、以下の部局とする。

・財務省関税局関税課特殊関税調査室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号：03-3581-8236

電子メールアドレス：anti.dumping@mof.go.jp

・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号：03-3501-3462

電子メールアドレス：bz1-qqfcbk@meti.go.jp

6. 調査の開始等

(1) 調査開始決定までの期間（法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項）

法第8条第5項、第13項、第22項（同条第31項において準用する場合を含む。）又は第27項の調査（6（2）、（5）及び（6）、12.並びに14（1）一を除き以下単に「調査」という。）を開始するか否かの決定は、政令第7条第1項から第5項までの規定による書面が提出された後、2ヶ月程度を目途に行う。なお、当該書面が提出された場合には、必要に応じ、補正（証拠の追加を含む。）を求めることがある。この場合には、全ての補正が完了した日から2ヶ月程度を目途に調査を開始するか否かの決定を行う。

(2) 調査開始の検討（法第8条第5項、第22項、第27項、政令第7条第1項第5号、第7号、第3項第7号、第4項第7号、ダンピング防止協定5.4）

一 法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣（6（2）二において「産業所管大臣」という。）は、関係生産者等又は関係労働組合に対し、法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等に対する支持の状況の確認をすることができる。ただし、政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により次のいずれかに該当することが示されないときは、当該確認をしなければならない。

- ① 当該課税の求め等を支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者を直接又は間接の構成員とする団体の場合にあつては、その直接又は間接の構成員である当該生産者をいう。6（2）三①において同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高（政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高を除く。）の二分の一を超えること
- ② 当該課税の求め等を支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の二分の一を超えること

二 産業所管大臣は、6（2）一に規定する確認をした場合には、当該確認の結果を財務大臣及び経済産業大臣に書面により通知しなければならない。

三 政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況（6（2）一に規定する確認をした場合には、当該確認の結果）により、次のいずれかに該当することが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。

- ① 法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等を支持している関係

生産者等の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該課税の求め等に反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること

- ② 当該課税の求め等を支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該課税の求め等に反対することを明らかにしている当該生産に従事する者の合計を超えること

四 法第 8 条第 4 項の規定により不当廉売関税を課することの求めがなされた場合において、同条第 5 項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実

- イ 正常価格が検証可能な形で示されていること。

- ロ 輸出価格（法第 8 条第 1 項の規定による輸出のために販売された価格をいう。以下同じ。）が検証可能な形で示されていること。

- ハ 6（2）四①イ及びロで示された価格の比較により、輸出価格が正常価格よりも低いこと。

- ② 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- イ 不当廉売された貨物の輸入の絶対的な増加又は本邦における生産又は消費と比較して相対的な増加が示されていること。なお、不当廉売された貨物の供給国が複数存在する場合には、当該増加が当該供給国別に示されていること。

- ロ 不当廉売された貨物の輸入により、本邦における不当廉売された貨物と同種の貨物の価格が押し下げられていること又は不当廉売された貨物の輸入がなかったとしたならば生じたであろう当該価格の上昇が妨げられていることが示されていること。

- ハ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響（少なくとも申請者についての販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。）が合理的に入手可能な情報により示されていること。

- ニ 6（2）四②イ、ロ及びハで申請者が示した事実等に基づき、本邦の産業に与える実質的な損害等が説明されていること。

- ホ 不当廉売された貨物の輸入と本邦の産業に与える実質的な損害等との間に因果関係が確認できること。

五 6（2）四の検討の範囲は、原則として不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に 6（1）の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。

- (3) 関税・外国為替等審議会（政令第 8 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 3 項）

財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。

財務大臣は、政令第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知及び告示をする場合は、その

内容を関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に報告する。

(4) 調査担当者団（政令第18条）

財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議の上、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員からなる調査担当者団を設ける。

(5) 調査の標準期間（法第8条第5項、政令第8条第1項第7号、第10条第1項、第10条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第13条第1項、第13条の2、第15条、第16条第1項、第2項）

一 法第8条第5項に規定する調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示する証拠の提出等の期限については、原則として、以下を目途に設定する。なお、政令第10条第2項又は第10条の2第2項に基づき求める証拠の提出の期限（質問状の回答期限）については、8（1）のとおりである。

① 政令第10条第1項前段及び第10条の2第1項前段の規定による証拠の提出及び証言の期限

調査開始から3ヶ月

② 政令第12条第1項の規定による対質の申出、政令第12条の2第1項の規定による意見の表明及び政令第13条第1項の規定による情報の提供の期限

調査開始から4ヶ月

二 法第8条第5項に規定する調査に関する手続については、原則として、以下を目途に行う。

① 対質

調査開始から5ヶ月後

② 現地調査

調査開始から6ヶ月後

③ 仮の決定

調査開始から8ヶ月後

④ 重要事実の開示（政令第15条の規定による通知をいう。以下同じ。）

調査開始から10ヶ月後

⑤ 最終決定

調査開始から1年後

三 法第8条第5項に規定する調査の開始後において、当該調査に係る貨物の供給者等、政令第8条第1項の規定により告示した事項を変更することが適当であると認められる場合には、原則として当該告示の改正により対応することとする。その際、利害関係者（政令第10条第1項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）及び産業上の使用者等（政令第13条第1項に規定する当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体をいう。以下同じ。）のうち変更された事項に関係する者に対し、調査開始の時点で利害関係者及び産業上の使用者等に対して与えられた証拠の提出等の権利（政令第8条第1項第7号により告示したそれぞれの期限までに提出できる権利をいう。）と同等の権利を与える。

四 財務大臣は、重要事実の開示の際、併せて最終決定までの目途を通知する。

(6) 調査の対象となる期間（法第8条第5項、政令第8条第1項第5号）

法第8条第5項に規定する調査の開始に当たり、政令第8条第1項第5号に基づき告示する調査の対象となる期間は、原則として、以下のとおりとする。

- 一 不当廉売された貨物の輸入の事実 1年間
- 二 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 3年間
- 三 6（6）一の期間は、二に含まれるものとする。

(7) 調査の取りやめ（政令第16条第3項）

政令第16条第3項に規定する調査を取りやめることの決定は、以下の場合に行われる。なお、6（7）一においては、7. の規定に留意して算出を行う。

- 一 法第8条第5項に規定する調査の過程において、当該調査に係る貨物の輸出価格に占める不当廉売差額の割合が2%未満であることが明らかとなった場合
- 二 法第8条第5項に規定する調査の過程において、特定の供給国からの不当廉売された貨物の輸入量が当該貨物の全輸入量の3%未満であることが明らかとなった場合（不当廉売された貨物の輸入量が単独では当該貨物の全輸入量の3%未満である特定の供給国からの輸入量を合計した場合に、当該貨物の全輸入量の7%を超える場合は除く。）
- 三 法第8条第4項、第12項、第21項、第26項又は第31項において準用する第21項の規定による課税の求め等に基づき調査が開始された場合において、当該課税の求め等が取り下げられたことによって、調査の継続の必要性がないと認められる場合
- 四 調査の手の進行を正当とするための証拠が十分でないと認められる場合、その他の調査を取りやめることが妥当であると認められる場合

7. 不当廉売差額の算出

(1) 算出における原則（法第8条第1項）

原則として、以下の事項に従って不当廉売差額の算出を行う。

- 一 個々の取引の加重平均により算出された正常価格と比較可能な全ての輸取出引の加重平均により算出される輸出価格との比較を行う。
- 二 換算通貨は現地通貨を用いる。
- 三 調査の対象となる期間に販売されたものを対象とする。なお、販売の日とは、通常、実質的な販売条件が定められる日であるが、販売の日を定める際には、個々の事案ごとに判断することとする。
- 四 正常価格と輸出価格との比較は、工場渡しの段階で行う。
- 五 通常の商取引に該当しないと認められる取引については、価格比較の検討から除外する。例えば、以下の取引は、通常の商取引に該当しないものと考えられる。
 - ① 少額又は少量の取引
 - ② 試験用サンプル輸入
 - ③ 見本のための無償取引

(2) 関連企業間の取引（法第8条第1項、第36項、政令第2条、第3条、関税定率法施行令第1条の8）

関連企業間の取引に該当するか否かの判断に当たっては、関税込率法施行令第1条の8（特殊関係の範囲）の規定を参考としつつ、次に掲げる事項を考慮して行う。

- 一 一方が他方の議決権に係る株式の5%以上を保有している場合
- 二 両者の議決権に係る株式のそれぞれ5%以上が同一の第三者によって保有されている場合
- 三 その他取引を行った企業間に関連があると認められる場合

(3) 輸出価格（法第8条第1項、第36項、政令第3条）

輸出価格の算出に当たっては、7（2）に規定する関連企業間の取引を法第8条第36項に規定する輸出者と連合している輸入者による輸入とみなすことができ、当該輸入とみなした場合には、同項及び政令第3条の規定により算出を行うものとする。

(4) 正常価格（法第8条第1項、政令第2条）

一 正常価格の算出に当たっては、原則として関連企業間の取引を除外する。ただし、法第8条第1項に規定する輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（その他これに準ずるものとして政令第2条第1項第1号で規定する場合を含む。）に基づいて正常価格を算出する場合には、当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の98%以上102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含めることができる。

二 正常価格の算出に当たり、政令第2条第3号に規定する価格、又は同条第4号に規定する価格のうち不当廉売された貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格以外の価格を用いる場合には、単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（コスト割れ価格）による販売を除くことができる。

(5) 不当廉売関税率の算出（法第8条第1項）

法第8条第1項に規定する不当廉売関税を従価税により課する場合には、調査に係る貨物の不当廉売差額を、当該調査の対象となる期間中に輸入された当該貨物のCIF価格（本邦までの運賃及び保険料を加えた取引価格）で割ることにより算出する。

(6) 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（政令第2条第3項、第10条の2第1項から第4項まで）

一 政令第2条第3項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

- ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。7（6）一④において同じ。）の重大な介入がない事実
- ② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- ④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

⑤ その他特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの

二 政令第2条第3項及び第10条の2の規定の適用に当たっては、平成23年10月31日付の「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップの下での行動に関する日越共同声明」2（3）において、「日本政府は、二国間の戦略的パートナーシップを強化するため、ベトナム政府による同国の貿易措置とWTO協定及びベトナムのWTO加盟議定書との整合性を確保するための努力を認め、ベトナム政府が今後自国の市場経済の完全化を継続するとの了解の下に、ベトナムのWTO加盟議定書における作業部会報告書パラグラフ第255を適用しないことを宣言した。」とされていることに留意する。

（7）価格の比較に及ぼす条件の差異（政令第2条第4項）

政令第2条第4項に規定するその他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異とは、例えば、供給国における市場価格に影響を与えるような貨物の品質上の差異及び支払条件、品質保証、アフターサービス等の販売条件の差異並びに課税上の差異をいう。

8. 証拠の提出等の求め（政令第8条第1項第7号、第10条第2項、第10条の2第2項、第12条の2第2項、第13条第2項、ダンピング防止協定6. 1. 1）

（1）財務大臣は、政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明又は政令第13条第2項の規定による情報の提供（以下「証拠の提出等」という。）の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。なお、質問状の標準様式は別添5とし、個別の調査においては、事案の性格に応じて必要な修正を加えたものを使用する。

（2）証拠の提出等を求める場合には、書面による提出とともに、併せて電磁的記録媒体による任意の提出を求める。

（3）証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。

一 質問状を送付する場合

二 仮の決定に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合

三 重要事実の開示に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合

四 現地調査において証拠の提出を求める場合

五 その他やむを得ない場合として証拠の提出を求める場合

（4）8（1）の質問状の回答期限は、原則として、証拠の提出等の求めの通知日から37日を経過する日までを目途に設定することとし、その期限までに提出できない特段の理由があると認められる場合には、その理由等に応じて当該期限を最長14日間延長することとする。

9. 現地調査（ダンピング防止協定6. 7、附属書I）

（1）提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、ダンピン

グ防止協定 6. 7 の規定に従い、輸出国における供給者に対し、以下のとおり現地調査を行う。

一 調査前

① 調査日程の調整

イ 現地調査の対象者（以下「対象者」という。）に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。

ロ 現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。

ハ 輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。

② 対象者への事前通知

日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併せて送付するものとし、準備期間等に配慮し、現地調査の日までに相当な期間をおいて発出する。

二 調査後

① 調査結果報告書を作成する。

② 重要事実の開示において、当該調査の結果に関係する企業に対し、調査結果報告書を送付する。

③ 9（1）二②の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に関係する企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。

(2) 8（3）四の規定により、現地調査において証拠の提出を求める場合の対応については、次のとおりとする。

一 証拠については書面での提出が必要であり、提示のみでは証拠の提出とみなさない。

二 証拠については書面での提出とともに電磁的記録媒体による任意の提出を求める。

三 現地調査当日に証拠が提出できないものは回答がなかったものとみなすこととし、現地調査時に提出した証拠の差替えは、原則として認めない。

四 現地調査前に明らかになった事実に関連しない新規の証拠の提出は、原則として認めない。

五 現地調査の終了時までに、対象者に対し、現地調査中に提出した証拠の目録の提出を求める。現地調査中に提出を求めた証拠については、当該目録を用い、求めた証拠が正しく提出されていることにつき確認を行う。

六 調査の正確性を向上させる観点から、原則として、質疑応答は録音する。

七 現地調査は、原則として日本語で行うこととし、適宜通訳を使用する。

八 証拠が提出されない場合その他対象者の協力が十分に得られない場合には、現地調査を終了することができる。

九 9（2）八により現地調査を終了した場合、10（2）の手續に従い、知ることができた事実（以下「ファクツ・アヴェイラブル」という。）を適用する。

(3) 9（1）及び（2）の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。

10. ファクツ・アヴェイラブル（政令第10条第4項、ダンピング防止協定6. 8及び附属書Ⅱ）

(1) ファクツ・アヴェイラブルの適用とは、政令第10条第4項に規定する手續をいうものとし、

例えば、以下の場合に用いることができる。

- 一 8. による証拠の提出の求めに対し、当初設定された回答の期限内に回答が行われない場合
- 二 8. による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされない場合
- 三 提出された証拠の正確性が検証できない場合
- 四 調査を妨害する等、正当な理由なく証拠の提出を著しく遅延させているものと認められる場合

(2) ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、次の手続に従う。なお、結果的に、調査に非協力的な利害関係者に対して、不利な結論となることがあり得る。

また、質問状を送付する際には、質問状の回答期限を徒過した場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該質問状に記載することとし、現地調査に係る説明文書を送付する際には、現地調査において提出を求めた証拠が当該調査の終了までに提出されなかった場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該説明文書に記載することとする。

- 一 質問状の回答期限を徒過した場合は、原則として回答が行われなかったものとみなす。二 現地調査において、現地調査前に提出された証拠の正確性を検証するための証拠の提出を求める場合、求めた証拠のうち現地調査が終了するまでに提出されないものは回答がなかったものとみなす。
- 三 仮の決定においては、仮の決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 四 重要事実の開示においては、重要事実を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 五 最終決定においては、当該決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。
- 六 利害関係者から直接的に得られた証拠がない場合であっても、ファクツ・アヴェイラブルの適用により二次的な情報を証拠として利用する際には、当該二次的な情報を十分に精査することとする。

1 1. 標本抽出（サンプリング）（ダンピング防止協定 6. 10、6. 10. 1、6. 10. 2）

(1) 次のいずれかに該当する場合には、ダンピング防止協定 6. 10 の規定により、検討の対象について、関係国からの輸出量のうち合理的に調査できる範囲を超えるものと判断し、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を行うことができる。

- 一 知り得た輸出国の供給者の数が 20 を超える場合
- 二 調査に係る貨物の品種の数が知り得た輸出国の供給者ごとにダンピングの価格差を決定することができないほど多い場合

ただし、1 1 (1) 一に関し、知り得た輸出国の供給者の数が 20 を超えない場合においても、調査へ協力することを表明した輸出国の供給者の数が合理的に調査できる範囲を超えるときは、

サンプリングを行うことができる。

(2) サンプリングを行う場合には、次の手続に従う。

- 一 知り得た全ての輸出国の供給者に対して書面を送付し、調査へ協力するかどうか及び取引概況等（調査の対象となる期間に係る対象貨物の日本向け及び第三国向け輸出量、輸出国における国内販売量及び生産量）について回答を求める。
- 二 得られた回答等に基づき、11（1）に該当する場合には、調査へ協力することを表明した供給者の中から代表的な供給者を抽出し、標本（以下「サンプル」という。）とする。
- 三 抽出された者に対して、サンプルとなる旨を通知する。
- 四 調査へ協力することを表明した供給者のうち、抽出されなかった供給者に対しては、サンプルとならなかった旨及び抽出された供給者のデータにより事実認定を行う旨を通知する。ただし、当該者が、事前又は事後適時にサンプルとなることを希望する旨を申し出、8. による証拠の提出の求めに際し送付した質問状に対し、当該質問状の回答期限内に十分な回答を行っていた場合には、調査に関する手続が6（5）二のとおりに行進することを妨げない限りにおいて、当該者をサンプルに含めることとし、その旨を通知する。
- 五 調査へ協力することを表明しなかった供給者及び11（2）一の書面に対する回答が得られなかった供給者については、10（2）の手続に従い、ファクツ・アヴェイラブルの適用を行う。

(3) サンプリングを行う場合には、次の点に留意する。

- 一 原則として日本への輸出量が多い生産者を順番に抽出し、抽出された者の輸出量の合計が輸出量全体の概ね50%を占めることを確保する。ただし、協力することを表明した供給者が本条件を満たさないと認められる場合には、この限りでない。
- 二 当該調査に係る貨物の供給国が複数存在する場合は、それぞれの国から抽出されることを確保する。
- 三 当該調査に係る貨物に複数の品種が存在する場合は、抽出された者の輸出する品種が全ての品種を含むことを可能な限り確保する。

12. 仮の決定

(1) 仮の決定の通知等（政令第10条第2項、第10条の2第2項、第12条の2第2項、第13条の2）

仮の決定の通知等を行う際の対応については、次のとおりとする。

- 一 仮の決定の通知及び告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第10条第2項又は第10条の2第2項の規定による証拠の提出を求める。
- 二 仮の決定の告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明を求める。なお、産業上の使用者等に係る意見の表明についても、利害関係者に係る意見の表明と同様、最終決定へどのように反映するかについては裁量であり、不当廉売関税を課することの独立した要件ではないが、本邦の産業の保護の必要性を判断する際の考慮要素の一つとする。

三 仮の決定時には、原則として、それまでに判明した当該決定の基礎となる事実につき中間報告書を作成し、ウェブサイトに掲載するものとする。

(2) 仮の決定後の対応（法第8条第8項、第9項）

仮の決定後の対応については、次のとおりとする。

- 一 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、法第8条第9項の規定による措置（以下「暫定措置」という。）をとること又は同条第8項前段に規定する約束を受諾することができる。
- 二 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の事実が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。
- 三 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。

13. 暫定措置がとられる貨物の輸出者（政令第17条第1項第2号）

政令第17条第1項第2号に規定する相当の割合は、概ね50%とする。

14. 約束（法第8条第8項前段、第14項前段、第24項、第28項、第31項）

(1) 約束の受諾の要件

約束（法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用し、並びに同条第24項の規定を同条第31項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。14（1）及び（3）から（5）までにおいて同じ。）は、以下に定める事項のいずれもが規定されている申出がなされた場合に限り受諾される。

- 一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、政令第14条第3項の規定により当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、法第8条第31項の規定において準用する同条第22項の調査により同条第20項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合（同条第31項の規定において準用する同条第24項の規定により新たに約束が受諾される場合を除く。）におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定。
- 二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認その他必要と認められる事項に関する規定。なお、本規定には、少なくとも以下に掲げる事項が含まれるものとする。
 - ① 調査に係る貨物の輸出国における国内販売に係る情報及び第三国向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。
 - ② 調査に係る貨物の生産に関する情報が定期的に提出されること。
 - ③ 約束の履行を確認するために必要であると考えられるその他の情報が必要に応じて提出されること。
 - ④ 不当廉売された貨物の第三者による本邦への不当廉売輸出及び第三国を通じた本邦への

迂回輸出を最大限に防止すること。

- ⑤ 提供された情報等の真実性を検討するため、現地検証の実施を無条件にかつ随時受け入れること。
- ⑥ 約束を撤回しようとする場合には、事前に申し出ること。
- ⑦ 不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に貨物の価格を修正する旨の約束の申出がなされた場合にあっては、以下に例示する事項。
 - イ 本邦の産業の損害が除去される価格が提示されること。
 - ロ 調査に係る貨物の価格が変動する場合には、本邦の産業の損害が除去される形で約束価格も連動させること及び当該価格の検証可能な算出方法が併せて提示されること。
 - ハ 顧客に対する便益（割引等）が与えられた場合においても、約束価格が維持されること。
 - ニ 調査に係る貨物の日本向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。
- 三 当該約束の申出をした輸出者が当該約束の履行に関連する情報の提供又は関連資料の確認その他約束の履行に際して必要と認められる事項を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定。
- 四 日本国政府が約束の違反がなされたか否かの判断を独自に行うことを認める旨の規定。

(2) 約束に際しては、次の手続に従う。

- 一 約束（法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。）の申出は、重要事実の開示の日の10日後までに行うものとする。
- 二 約束に際しては、政令第7条第1項に規定する申請者に対し、意見を表明する機会を与えるものとする。

(3) 14（1）に定める事項のいずれもが規定されている約束の申出がなされた場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該申出を拒否することができる。

- 一 約束履行が疑わしいと判断される客観的事情が存在する場合
- 二 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事情が存在する場合
- 三 その他約束の受諾が不適切と考えられる場合

(4) 約束を受諾した場合においても、原則として調査を継続することとする。

(5) 約束に違反した事実があったと判断した場合の対応については、次のとおりとする。

- 一 調査が完了していない場合には、その時点における最大限の入手可能な情報により直ちに暫定措置をとるとともに、速やかに調査を完了させ、法第8条第1項の規定により不当廉売関税を課することができる。
- 二 調査が完了している場合には、直ちに法第8条第1項の規定により不当廉売関税を課することができる。

15. 重要事実の開示（政令第15条）

重要事実の開示において、必要があると認める場合には、当該重要事実の内容に直接関係するも

のに限り、回答期限を定めて、政令第10条第2項又は第10条の2第2項の規定による証拠の提出を求める。

16. 新規供給者とならない者（政令第6条）

政令第6条各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合
- 二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - ① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。
 - ⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であつて、かつ、16. 二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合